

ごみコミえべつ

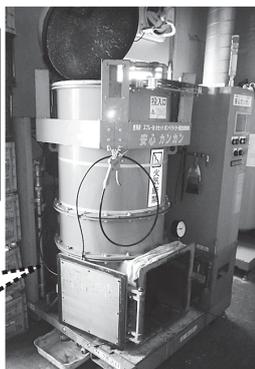
46号

指定ごみ袋は
1枚からでも
購入できます。

ごみ・資源物は収集日当日、朝9時までにごみステーションに出しましょう。

穴はあけないで！ スプレー缶などの出し方

窒素ガスを封入して爆発を防止し、中身を抜き取ります。



「スプレー缶、ガスカセット缶」と「ライター」については、それぞれ別々の袋に入れて、「危険ごみ」の収集日に出してください。最近、袋を分けていないため、収集されないものも多くなっています。

中身はできるだけ使い切ってから出してください。市では機械により安全に処理していますので、中身を使い切れない場合であっても、穴をあけずに中身が入ったままの状態を出してください。ご家庭での穴あけは、爆発事故につながる可能性があり、非常に危険です。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

地域清掃のごみ 多量の場合は事前に連絡を！

自治会の地域清掃やボランティアでの美化活動などにより発生した「公共ごみ」は、次の方法で収集しています。出し方は、量の多少にかかわらず、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に分別してください。

○少量の場合

公共ごみ袋（各自治会に配布しています）に入れ、それぞれの収集日の朝9時までに、ごみステーションに出してください。家庭ごみと合わせて収集します。

○多量の場合

市で直接収集します。事前に実施日、実施内容などをご連絡いただいたうえ、ごみステーション以外の場所に集積してください（任意の袋で可）。

※地域清掃が集中する時期は、ご希望の日時に収集できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※地域清掃活動の際に不法投棄を発見した場合も、ご連絡ください。

○お願い

土や砂はごみとして処理することができません。抜いた草などに多量の土や砂が付着していると、収集、処理に支障をきたしますので、できるだけ取り除くようご協力をお願いします。なお、道路やU字溝などの土や砂の処理方法については、市土木事務所（元江別本町21 ☎383-5900）にお問い合わせください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

「ご注意ください」 引っ越しごみの出し方

引っ越しなどで出た多量のごみを一度にごみステーションに出すと、他の利用者に迷惑を掛けることになり、多量ごみは収集していません。そのため、市環境クリーンセンターへの直接搬入や、少量ずつ数回に分けて出すなどご協力をお願いします。なお、ごみの分け方、出し方については、「ごみの出し方相談ダイヤル」☎384・5600、FAX385・7134を設置していますので、ご利用ください。（受付は、月～金曜日（祝日、年末を除く）は9時～17時、土曜日、祝日、年末は9時～12時）。

○再利用でごみを減らそう

使えるものはリサイクルショップや市のリサイクルバンク、または利用できる人に引き渡すなど、ごみに出す量を減らしましょう。

○多量のごみを処理する場合

①自分で処理施設に搬入
「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」にあらかじめ分け、ご自分で市環境クリーンセンター（八幡122 ☎3910422）に直接運び入れることができます。料金は10kgにつき90円です。計量後、現金でお支払いいただきますので、指定ごみ袋やごみ処理券、大型ごみシールは使用せず任意の袋に入れて出してください。

②許可業者に依頼
直接運び入れることができない場

合は、許可業者にごみの処理を依頼してください（有料）。
▽問い合わせ先 江別リサイクル事業協同組合 ☎385・7124

○ごみステーションに出すときは数回に分けて

やむを得ず、ごみステーションに出す場合は、日程に余裕をもって、少量ずつ数回に分けて出してください。

○大型ごみは事前の申し込みを

大型ごみは、有料で戸別に収集します。事前に「大型ごみ受付センター」☎380・6000に電話で申し込みしてください。なお、収集日は、お申し込みの状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。詳しくは、「ごみと資源物分別の手引き（10、11ページ）」をご覧ください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

剪定木・廃木材などの出し方

「枝・木」、「剪定木・廃木材」の出し方は、「ごみと資源物分別の手引き」（「東の作り方・出し方（6ページ）」と「ごみ分別辞典（14、17ページ）」に記載してありますが、1本の太さが2cm以下は「燃やせるごみ」に、2cmを超える場合は「燃やせないごみ」として出してください。なお、束にする場合、1回に出せるのは4束までとなりますので、ご注意ください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

お引っ越しの際は リサイクルバンクのご利用を

3、4月の引っ越しシーズンにあたり、ご家庭で不用になった品物で、修理や補修をしなくてもそのまま再利用可能なもの



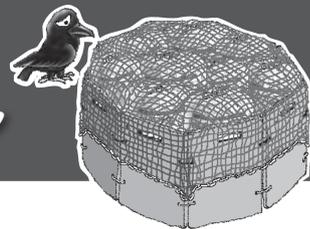
がありましたら、「大型ごみ」として出さずに、リサイクルバンク（江栄町14-2）にぜひご提供ください。

回収している品目は、①家具類（机、テーブル、いす、食器棚、本棚、タンス、ベッドなど）、②スポーツ用品（カービングスキー、自転車など）、③子ども用品（ベビーベッド、チャイルドシート、遊具など）です。提供を希望される場合は、毎週月～金曜日の9時～17時に江別リサイクル事業協同組合（☎385-7124）に電話でお申し込みいただくと、翌週火曜日に訪問し、再利用が可能か確認のうえ、無料で回収いたします。

回収された品物は、常設のリサイクルバンクに展示され、希望者に無料で提供しています。市内に居住する15歳以上の方であれば、1人年間5点まで利用できますので、ご活用ください。

【詳細】 江別リサイクル事業協同組合 ☎385-7124
減量推進課 ☎383-4211

効果が出ている カラス除けサークル



○カラスの被害を防ぐには

カラスは観察力や識別能力が高いことから、カラスによる被害を防止するため、次のような工夫をしているステーションもあります。

- ①CD、DVDなど光るものをステーションにぶら下げる。
- ②光るテープをステーションにつける。
- ③鳥の模型をぶら下げる。
- ④ごみが直接見えないようにシートなどで覆う。
- ⑤ネットを使用する。
- ⑥水や砂を入れたペットボトルをネットにつける。
- ⑦テグス(釣り糸)をステーション周辺に張り巡らす。
- ⑧音が出るように空き缶をぶら下げる。

○カラス除けサークルのご相談と貸し出し

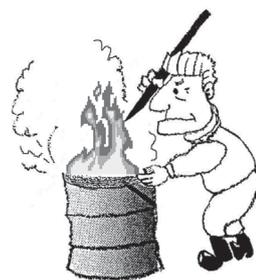
市では、ごみステーションでのカラスによる被害防止に効果がある「カラス除けサークル」の導入を推奨しています。また、サークルに合わせてごみネットを使用し、さらにネットの周囲にチェーンなどを付けるとより効果があるほか、ごみや資源物の飛散も防げます。

※サークルは車道や歩道に固定することはできません。ごみ収集後は、必ず片づけるようお願いいたします。

なお、市では「カラス除けサークル」の作り方や使用方法についての説明会を行っているほか、数量に限度がありますが「カラス除けサークル」の一定期間の貸し出しも行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

「野焼き」はダメ！



ごみなどを野外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は、法律で禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。野焼きは煙、すす、悪臭などにより周辺の住民に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生する原因となります。

お互いが快適な環境で過ごすためにも、各家庭から出たごみや落ち葉、草などは絶対に野外で焼却せず、分別のうえ市指定のごみ袋で出してください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

不法投棄は「しない」「やせない」「ゆるさない」

ごみの不法投棄は、一度捨てられた場所や管理の不十分な場所にくり返される傾向があります。

不法投棄されたごみは、土地の所有者、管理者の責任で処理しなければなりません。資材置き場、空き地などを所有、管理している方は、ごみを捨てられないよう適正な管理に

努め、柵や警告看板の設置などの予防対策をお願いします。

市では、ごみの不法投棄を防止するため、監視パトロールや啓発看板のほりの設置などの取り組みを行っています。

不法投棄の現場を見かけたときは、車のナンバーや投棄者の特徴などを警察署（10番か江別警察署生活安全課 ☎382-0110）に通報してください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

共同住宅には「専用ごみステーション」の設置を

4戸以上のアパート、マンションなどの共同住宅には、建物内または敷地内に「専用ごみステーション」を設置することが、条例で義務づけられています。

共同住宅を建築する際には、事前協議のうえ、「専用ごみステーション」の設置をお願いします。

なお、この設置義務は既存の共同住宅にも適用されますので、すでに共同住宅を所有していて、専用ごみステーションを設置していない場合は、早急に設置してください。



【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217